

学生の休学の基準に関する要介護者及び社会に貢献する活動の範囲について

令和8年4月1日

プロボスト裁定

1. 学生の休学の基準第1条第6号のプロボストが別に定める者は、次に掲げる者であって学生と同居しているものとする。

- ① 祖父母及び兄弟姉妹
- ② 学生又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び学生との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で次に掲げる者
 - イ) 父母の配偶者
 - ロ) 配偶者の父母の配偶者
 - ハ) 子の配偶者
 - ニ) 配偶者の子
 - ホ) 孫（その父母のいずれかが死亡している者に限る。）

2. 学生の休学の基準第1条第7号のプロボストが別に定める活動は、次のとおりとする。

- ① 青年海外協力隊その他の国際協力を行う団体に参加する活動
- ② 学生が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合であって、下記の事項の一に該当し、休学することが適当であると認められるとき。
 - イ) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺における生活関連物資の配布その他被災者を支援する活動
 - ロ) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設における活動
 - ハ) イ) 及びロ) に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
 - ニ) 地域活性化、環境保全その他の社会課題の解決を目的とする活動
- ③ 社会課題の解決を目的とする起業に関する活動（当該起業を行うために必要な準備活動を含む。）

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。